

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の非公式会合に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月二十日

藤末健三

参議院議長 山崎正昭殿

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の非公式会合に関する質問主意書

平成二十六年五月十五日に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という。）の報告書が提出されたが、その後、同月二十七日の参議院外交防衛委員会において、政府は、安保法制懇の非公式会合が八回開かれていたことを明らかにした。憲法解釈に関わる重要な報告書の取りまとめの議論が行われていたにもかかわらず、その議論の過程を国民に明らかにせず、非公式会合の形で検討を進めていたことは問題であると考える。そこで、以下質問する。

一 安保法制懇の非公式会合について、①開催された日時、②出席者、③議題を明らかにされたい。

二 安保法制懇の開催、運営等に要した経費の全体額と内訳（①諸謝金、②交通費、③会議費、④会場借料、⑤その他の経費）を明らかにされたい。また、そのうち非公式会合の開催、運営等に要した経費の全体額と内訳（①諸謝金、②交通費、③会議費、④会場借料、⑤その他の経費）を明らかにされたい。

三 非公式会合と称していても、公費が支出されており、それは単なる私的な会合ではない。政府の事務方が補佐し、報告書作成に当たった重要な議論が行われた公的な会合と言える。そのため、公式会合と同様に、少なくとも議事要旨を速やかに公開すべきではないか。

四 安保法制懇の議論を十分に検証するためにも、最終的には公式会合及び非公式会合の全ての議事録を公開すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。